

令和6年 No.51

○国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部を改正する要領の制定

改正理由

ダイバーシティ・インクルージョン推進本部設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

ダイバーシティ・インクルージョン推進本部設置に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会及び役員会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

令和6年12月6日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
教職員対応要領の一部を改正する要領

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成28年3月17日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領の一部改正について

改正理由：ダイバーシティ・インクルージョン推進本部設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (相談体制の整備) 第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次の各号のとおりとする。 (1)～(12) 〔省略〕 (13) <u>ダイバーシティ・インクルージョン推進本部</u> (14) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年12月6日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (相談体制の整備) 第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次の各号のとおりとする。 (1)～(12) 〔省略〕 (13) <u>男女共同参画推進本部</u> (14) 〔省略〕 〔省略〕